

市会議案第 27 号

パンデミック条約の策定及び国際保健規則の改正に係
る国民への情報の周知と意見の聴取を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日提出

吹田市議会議員 後藤 恭平

同 石川 勝

同 有澤 由真

パンデミック条約の策定及び国際保健規則の改正に係る国民への情報の周知と意見の聴取を求める意見書
(案)

世界保健機関（WHO）では、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、将来の感染症のまん延に備えるため、パンデミックの予防、備え及び対応に関するWHOの新たな法的文書（以下「パンデミック条約」という。）の作成と、WHO憲章の第21条に基づく国際規則である国際保健規則の改正が、令和3年（2021年）12月のWHO特別総会以降の政府間交渉会議において、同時並行で作業が進められており、来年5月のWHO総会でパンデミック条約の草案及び同規則の改正案の提出が予定されている。

現在の同条約の草案及び同規則の改正案では、加盟国がWHOの勧告に従うことをあらかじめ約束し、勧告に法的拘束力を持たせること、WHOが作成した国際的なワクチン配分計画に基づき、加盟国はワクチンの製造や供給を行うこと、ワクチン等の迅速な普及のため、先進国は発展途上国に対する経済的、技術的及び人的な援助義務を課せられることなどの内容が含まれている。

これらの内容は、WHOの勧告が加盟国の国民の基本的な人権や国民生活に影響を及ぼすことが懸念されるが、日本においては、草案等の内容及び交渉過程が十分に周知されているとは言い難い状況にある。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 現在、WHO総会で行われているパンデミック条約の策定及び国際保健規則の改正に関する協議内容や国民生活への影響等を分かりやすく国民に周知すること。
- 2 国会で議論をすることのほか、有識者及び国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること。
- 3 同条約及び改正後の同規則が国民の自由及び人権を侵害するものとならないよう交渉すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

吹 田 市 議 会